

西原町 家庭ごみの正しい分け方・出し方

～ごみの出し方三原則～

(下記のことを守らない場合、収集できません)

- きまったごみ** 分別して決められた方法
- きまった日時** 夜から出さず指定日の朝8:30までに
- きまった場所** 一戸建ては門口 共同住宅は管理者の指定する場所

ごみに関するお問い合わせ先

西原町役場
生活環境安全課

☎ 945-5018

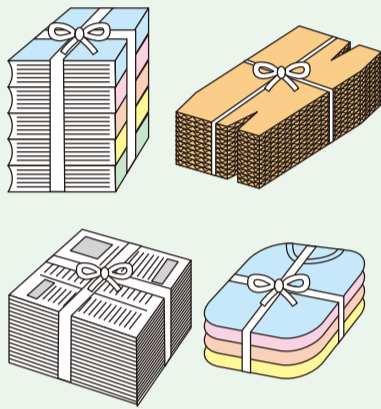
ごみ収集が休みの日

もえるごみ	もえないごみ・危険ごみ	資源ごみ
年始(1月1日～1月3日) こどもの日(5月5日) 勤労感謝の日(11月23日)	年始(1月1日～1月3日) 祝日及び振替休日 (6月23日の慰霊の日を含む)	

資源化

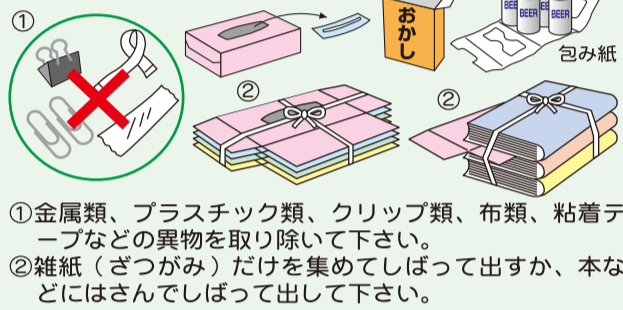
古紙・古着類

本・段ボール・新聞紙・古着の出し方



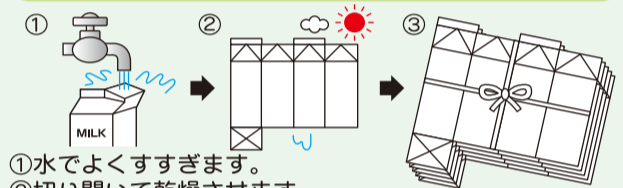
- 種類ごとに、ひもで十文字にしぼって束ねてください。
- ごみ袋に入れずに出して下さい。
- エコひもをご利用ください(推奨)
- 雨の日は週週に出して下さい。

雑紙(ざつがみ)の出し方



- ①金属類、プラスチック類、クリップ類、布類、粘着テープなどの異物を取り除いて下さい。
- ②雑紙(ざつがみ)だけをまとめてしぼって出すか、本などにはさんでしぼって出して下さい。

牛乳パックの出し方



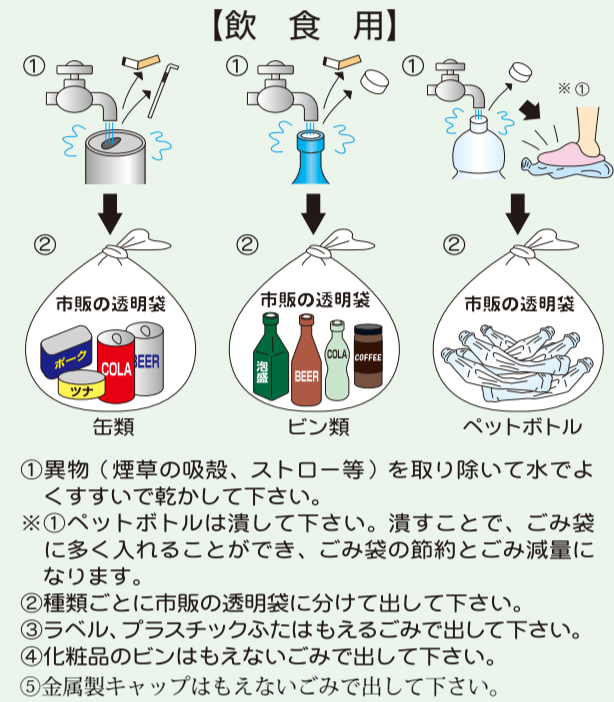
- ①水でよくすすぎます。
- ②切り開いて乾燥させます。
- ③完全に乾燥したら、十文字にひもでしぼって下さい。

木枝(生木)の出し方



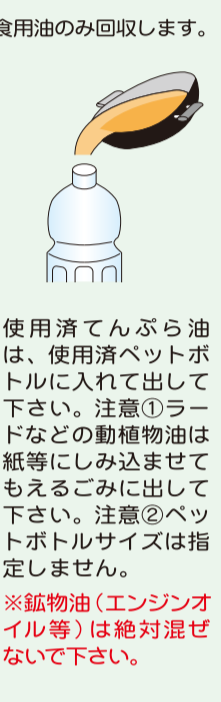
- ①木枝以外のゴミや土、木の根は混ぜない。
 - ②木枝は、1本の長さが50cm以上、1m50cm以内・直径10cm以内で、人が持てる程度の重さで束ねて出して下さい。
 - ③草や短い枝、木の葉は枯らして**もえるごみ**として出して下さい。
 - ④一度に出す木枝の量は、木枝の束を6つまでです。多い場合は、日を分けて出して下さい。
 - ⑤木材・ベニヤ板・角材などはリサイクルできませんので、混ぜて出さないで下さい。
 - ⑥出し方が守られてない草木については、回収できません。
- ※重過ぎる場合は、回収できません。

缶類・びん類・ペットボトル



- ①異物(煙草の吸殻、ストロー等)を取り除いて水でよくすすいで乾かして下さい。
- ※①ペットボトルは潰して下さい。潰すことで、ごみ袋に多く入れることができ、ごみ袋の節約とごみ減量になります。
- ②種類ごとに市販の透明袋に分けて出して下さい。
- ③ラベル、プラスチックふたはもえるごみで出して下さい。
- ④化粧品類のびんは**もえないごみ**で出して下さい。
- ⑤金属製キャップは**もえないごみ**で出して下さい。

てんぷら油



食用油のみ回収します。

使用済てんぷら油は、使用済ペットボトルに入れて出して下さい。注意①ラードなどの動植物油は紙等にしみ込ませて**もえるごみ**に出して下さい。注意②ペットボトルサイズは指定しません。

※**鉱物油(エンジンオイル等)**は**絶対混ぜないで下さい**。

もえるごみ 一世帯あたり3つまで

生ごみ

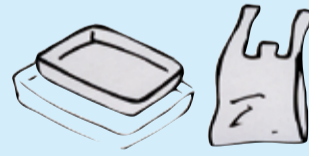
台所から出る野菜くず、茶かす、残飯、貝殻など



※生ごみは水切りしましょう！
キュッとしぼれば、ごみ減量できます。

プラスチック類

ビニール、ポリ袋、発泡スチロール、トレー、ビデオテープ、CD、アルミホイル、ハンガー(プラスチック製)



紙くず

ティッシュ、紙おむつ、油紙、感熱紙など再生できない紙

木材・建材類

木材・ベニヤ板・角材など
※50cm未満、直径10cm以内に切って、1人で持てる大きさに束ねて出して下さい。

その他

汚れた布類または破れた布類、革類、ゴム類。

※もえるごみの指定袋で出して下さい。

※フトン・毛布類は、ひもで十文字に縛って出して下さい(指定ごみ袋には入れない)。又、天気の良い日に出して下さい(悪天候の場合は回収できません)。

もえないごみ・危険ごみ 一世帯あたり3つまで

金属類

ナベ、やかん、フライパン、スプレー缶、鉄くず、カミソリ、のこぎり、ハンガー(針金製) 金属製キャップ



ガラス類

ガラスコップ、割れガラス類、板ガラス、鏡、蛍光管及び蛍光灯



※蛍光管及び蛍光灯は、紙製筒(新品購入時についている)に入れて出して下さい。紙製筒が無い場合は指定ごみ袋に入れて出して下さい。

陶器類

茶わん、皿、花瓶、土鍋など



その他

傘、ライター、ドライヤー、ビデオカメラ、ヘルメット、小型電化製品



※もえないごみ・危険ごみの指定袋で出してください。

※電池は、指定ごみ袋ではなく、透明の袋に入れて出して下さい。

粗大ごみ 一回に出せる量は、(大)のみで1個まで。または、(小)のみで2個まで。

粗大ごみ(大)

(重さが10kg以上又は大きさが1m以上のもの)
タンス、食器棚、ベッド(マット)、扇風機、掃除機、座イス、ガスコンロ、ソファーなど



粗大ごみ(小)

(重さが10kg未満又は大きさが1m未満のもの)
扇風機、掃除機、座イス、ガスコンロなど



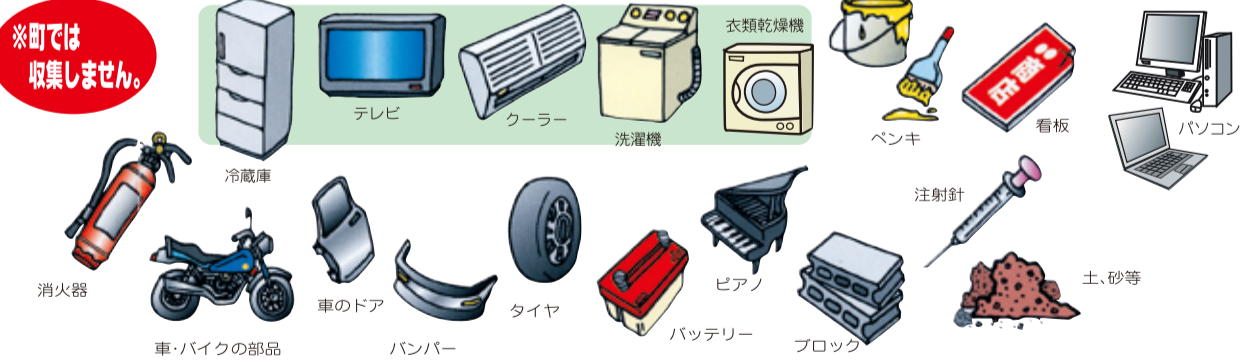
その他

町では事前の申し込みは必要ありません。粗大ごみ処理券に名前を書く欄がありますので、必ずご記入ください。

※詳しくは町のホームページをご確認ください。



町が収集しないごみについて



- 家電リサイクル法による、特定家庭用機器・エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機(小売店等に引き取らせて下さい。)
- 店舗、会社、事業所などの事業活動によって生じた事業ごみ。(許可業者と契約して、出して下さい。)
- 新築、増築、改築などによって生じたごみ(請け負った業者に処理して下さい。)
- 引っ越し、畳の取り替え、日曜大工などによって生じた一時多量ごみ。(直接搬入して下さい)
- 法律に定める産業廃棄物(建築廃材、コンクリート、ブロックの破片、ガスボンベなど。)
- 注射針等は医療廃棄物として、各自で適正な処理をして下さい。
- パソコンリサイクル法による、パソコン本体及びディスプレイ(CRT、液晶)

町指定ごみ袋・処理券の使用について

町指定のごみ袋以外は、収集しません。それぞれ大、中、小(もえないごみ・危険ごみは中、小)の袋があり、**特大サイズは事業系ごみ専用**となっています。又、粗大ごみは処理券が必要になります。尚、指定ごみ袋も処理券も町内のスーパー及びコンビニ等で販売しています。

家庭用パソコン処理について

平成19年10月1日(月)より家庭用パソコンは粗大ごみではなく、パソコンメーカーが回収し再資源化(リサイクル)します。各メーカーへお問い合わせ下さい。尚、回収するメーカーがないもの(自作パソコン、倒産メーカー)については「パソコン3R推進協会」が有償回収、再資源化します。また、町では国の認定事業者「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、宅配便によるパソコンを含む小型家電の自宅回収を実施しています。※詳しくは町のホームページをご確認ください。



台風時のごみ収集について

暴風警報発令中は、ごみ収集業務を中止します。但し、暴風警報が正午までに解除された時は、その時点から収集します(※正午すぎに暴風警報解除になった時はお休み) 西原町ホームページで広報しますのでご参照ください。
<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>

直接搬入について(有料)

引越しごみや日曜大工など、一時的に大量排出されるごみの処理は、個人の責任で処理(直接搬入)する事になっております。

申請方法は①西原町役場生活環境安全課(945-5018)にて申請手続き後、許可証を受け取る②許可証所持のうえ南部広域行政東部環境美化センターへ各自で搬入する。

※リサイクル技術の進歩に伴い、ごみ分別方法も変わります。変更があり次第、広報誌などでお知らせします。

<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>



ごみの収集区域と収集曜日 自分の区域を確認して決められた曜日に出して下さい。

収集区域(行政区別)	もえるごみ	もえないごみ・危険	粗大ごみ	資源ごみ
幸地・幸地ハイム・棚原・徳佐田・森川・千原・上原・坂田・幸地高層住宅	月・木	水		火
翁長・呉屋・安室・桃原・池田・小波津・小波津団地・西原団地・坂田高層住宅	月・木	水		金
津花波・西原台団地・小橋川・内間・内間団地・平園	火・金	土		月
掛保久・嘉手苺・小那覇・兼久・東崎	火・金	土		水
与那城・美咲・我謝・西原ハイム	火・金	土		木

事業所等から出るゴミは家庭系のゴミとしては収集しません。許可業者との契約が必要となります。